

## 【ポスター発表】

## 在韓日本人妻高齢者および在日韓国人女性高齢者の生活と福祉的対応

○ 淑徳大学 藤田 則貴 (8426)  
奥山 正司 (東京経済大学・257)

〔キーワード〕 在韓日本人妻高齢者, 在日韓国人女性高齢者, 福祉的対応

## 1. 研究目的

本研究の目的は、第2次世界大戦後朝鮮半島に渡った在韓日本人妻高齢者と戦前、戦後を通して日本に住み続けた在日韓国人女性高齢者のライフコース及び社会生活の状況、また、彼女らに係る福祉的対応を明らかにすることである。特に、在韓日本人妻高齢者が韓国人社会のなかでの生活問題及び社会的排除・貧困等についての状況が、いかに大きな問題として表出しているのかを具体的に検討するとともに、在日韓国人女性高齢者については、彼女らの生活に関わる韓国政府及び日本政府の対応や政策的対応を明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

在韓日本人妻高齢者及び在日韓国人女性高齢者の両者を対象とした理由は、それぞれの高齢者が異なる国家の中においてライフコースを歩んでいくなかで、如何に国家という存在が彼女らの生活にインパクトを与えているかということ明らかにすることにある。それらを踏まえたうえで、研究の方法は大別して2つの方法をとった。

一つは、韓国の「芙蓉会」ソウル支部会員である在韓日本人妻高齢者に面接し、ライフコースアプローチによって、彼女等を含む「芙蓉会」会員の生活内容や社会的な排除・貧困の状況を把握することである。

二つは、在日韓国人女性高齢者が戦前、戦後を通して日本国内で青春時代から現在に至るまで過ごしてきたことから、彼女らを対象とすることにより、比較対象となる在韓日本人妻高齢者の生活問題及び社会的排除・貧困の実態をより鮮明に描き出すことができ、さらには日本国家の対応を明らかにすることができると考えられたからである。

## 3. 倫理的配慮

調査を行うにあたっては、次のような措置を行った。在韓日本人妻高齢者の対象者については、名簿の母体である「芙蓉会」総会での承認とケーススタディーの調査結果については、研究目的以外では使用はしないこと、分析に当たっては個人が特定されるような集計は行なわないこと等を説明し、これらに同意した対象者のみを調査することにした。

また、在日韓国人女性高齢者についても、上記同様の配慮とともにケース対象者の了解を得ている。

## 4. 研究結果

在韓日本人妻高齢者における量的調査については、244名のケース(1998年現在名簿)を分析することができた。生死の状況は、生存137人、死亡64人、行方不明43人であった。また、国籍の状況については、日本国籍91人、韓国籍85人、二重国籍(現在は、違法)71人であった。次に、対象者の出身地を上位5位まで挙げると、北海道出身者が最も多く、27人。次いで、大阪府出身の18人、東京都出身の14人、福岡県出身の13人、鹿児島県出身の11人となり、福井県と山梨県を除いた45都道府県に及んでいた。また、生存者の平均年齢は86.5歳であり、最高年齢は101歳、最低年齢は59歳(在韓日本人妻高齢者の娘)であった。そのうちソウル支部の会員は、生死不明を含めて79人であった。

次に、在韓日本人妻高齢者における質的調査については、ソウル支部のうち、調査可能な9

名を対象としてケーススタディーを行った。ケーススタディーを行うまでの過程においては、ラポール（信頼関係）の構築が非常に重要であった。現在まで日本国内及び韓国調査を含めて合計24回の調査を行った。調査した9ケースのうち、離婚・離別しているケースがほとんどであった。住宅の広さについては、一人当たり、3畳から6畳程度の居住面積であり、生活費については、1ヶ月約3万円程度であった（日本円に換算）。

社会的な接触については、近隣との接触は皆無に等しく、公的なサービスについてもほとんど受けていなかった。唯一、「芙蓉会」を通して日本政府からの小額の援助（約24,000円）が行われている状況であり、これは、韓国政府公表の最低生活費（約39,000円：日本円に換算）より下回っている額であった。

また、国籍による相違は、韓国社会において彼女らの生活に大きな影響を及ぼしていた。韓国社会からの社会的排除については、日本国籍の対象者は、それが極めて大きく、対象者を支えているのが「芙蓉会」の存在であった。一方、韓国国籍を取得している対象者は、韓国人と同様の生活保護等の受給が認められていた。

一方、在日韓国人女性高齢者については、在日本大韓国民団（民団）にヒアリング及びケーススタディーを行い、それぞれの生活についての課題を明らかにした。その結果、日本人女性高齢者の貧困層より多くの貧困者が存在し、日本政府の生活保護と同等の支援を受けていることが明らかになった。その一方で、日本の特別養護老人ホーム（在日の特別養護老人ホームは、京都及び大阪の2カ所）も在日韓国人は、より機能していることが認められた。

いずれにしても、日本の長期に亘る韓国への同化政策の結果、終戦後（韓国では勝戦後）においては、ニューカマーズではない在韓日本人に対する差別・偏見が大きく、特に在韓日本人妻高齢者は、ライフコース全般に亘ってその影響を受けていた。

## 5. 考察

1910年～1945年の間、韓国国内において日本国の同化政策や皇民化政策、創氏改名等が行われてきた。敗戦後、対象者は、日本国内で結婚した韓国人の夫とともに夫の祖国である韓国に渡って生活してきた。それにもかかわらず、対象者の大半は、現在でも日本国籍を有しており、日本人としての強いアイデンティティを持ち続けている。韓国国内では、対象者は、極力差別や偏見を享受することがないように、できるだけ日本人としてのしぐさや行動を慎んできた。しかし、在韓日本人妻高齢者に対する差別や偏見がみられ、その結果、貧困な生活状況に陥らざるを得なかった。その一方で、日本人として「芙蓉会」の会員同士での同一化がますます強固になっていく面もみられるようになってきている。

一方、在日韓国人女性高齢者にケーススタディーを行うことにより、ライフコースの中で、日本の国家という存在が彼女らへの生活支援や特養入所のための援助などが機能していることが明らかになった。孤立しがちな在韓日本人妻高齢者と異なり、在日韓国人の組織・母体も大きいことからより組織として有効に機能していることが明らかになった。

一方、日本政府及び韓国政府のさらなる対応策として、在韓日本人妻高齢者及び在日韓国人女性高齢者に対して、以下のような課題が考えられる。

在韓日本人妻高齢者への日本政府の対応：

① 戦争による犠牲者としての位置付け。

→国内の生活保護受給者に近い「生活援助金」の支給。

② 日本国籍を有している者への対応

→日本国内の高齢者と同様に、老齢福祉年金（無拠出）での対応。

在日韓国人女性高齢者への日本政府の対応：

・生活保護受給率が日本人より高いということが判明した。

・今後は、在宅福祉サービスなどさらなる具体的な対応策が必要である。